

## 取引所為替証拠金取引に係る制度要綱 改正案について

平成 17 年 9 月 29 日  
株式会社東京金融先物取引所

本取引所は、取引所為替証拠金取引の三通貨の追加等、上場後の取引状況を踏まえた所要の制度の一部見直しを検討しており、取引所為替証拠金取引にかかる制度要綱の改正案を別添の通りとりまとめた。

改正のポイントは以下の通り（制度要綱改正案の変更部分は下線で表示）。

### 1. 取引所為替証拠金取引の通貨の追加

「スイスフラン・日本円取引所為替証拠金取引」、「カナダドル・日本円取引所為替証拠金取引」、「NZ ドル・日本円取引所為替証拠金取引」を追加

### 2. 取引所為替証拠金取引の制度の一部見直し

（1）プレオープン時間帯の延長      （2）トリガー呼び値の効力が生じる条件の変更      （3）約定価格の決定方法の変更

なお、今般の制度改正は、本取引所における機関決定、監督当局による認可を前提として、速やかに実施する予定となっています（1.及び2.（1）については10月24日、2.（2）及び2.（3）については11月14日を予定）。

以 上

## 取引所為替証拠金取引 制度要綱(案)

平成 17 年 9 月 29 日  
株式会社東京金融先物取引所

## 取引関連項目

項 目	内 容	備 考
1. 取引の仕組み		
(1) 取引所為替証拠金取引とは		
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引当事者があらかじめ外国為替の売買価格を取引対象として約定した数値(約定価格)と反対売買における現実の当該外国為替価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国為替の売買価格とは、直物(2営業日後受渡し)の取引を指す。</li> </ul>
限日取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所為替証拠金取引は、一取引日の付合せ時間帯において成立し、又は、一取引日の前取引日の付合せ時間帯終了時におけるロールオーバーにより発生し、当該一取引日の付合せ時間帯における転売若しくは買戻しにより、又は、当該一取引日の付合せ時間帯終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引とする。</li> </ul>	
ロールオーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>各取引日の付合せ時間帯終了までに転売又は買戻しが行なわれなかった売建玉又は買建玉については、当該取引日を限日とする建玉は当該付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日を限日とすることを除き消滅した建玉と同一内容を有する建玉が、新たに発生する。</li> </ul>	
スワップポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールオーバーにより、転売又は買戻しにより予定されている決済期日が繰延べられた場合に、当該建玉に係る2通貨間における金利を比較して差が生じている時は、当該金利差を調整するために、その差に基づいて算出された計算上の数額(スワップポイント)がその繰り延べられた期間に応じ、次の各号に従い発生する。</li> </ul> <p>(1) 当該 2 通貨間の金利を比較して高金利通貨の買建玉を有するとき又は低金利通貨の売建玉を有するときは、受け取ることになるスワップポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引日と決済期日の関係上、スワップポイントが発生しない取引日がある。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 取引所為替証拠金取引の種類等</p> <p>対象とする金融指標</p> <p>呼び値の表示</p> <p>取引単位</p>	<p>(2) 当該 2 通貨間の金利を比較して高金利通貨の売建玉を有するとき又は低金利通貨の買建玉を有するときは、支払うことになるスワップポイント</p> <p>・ 取引所為替証拠金取引の対象とする金融指標は次に定めるものとする。</p> <p>(a) 米ドル一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(当該金融指標に係る取引所為替証拠金取引を「米ドル・日本円取引所為替証拠金取引」という)</p> <p>(b) ユーロ一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(当該金融指標に係る取引所為替証拠金取引を「ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引」という)</p> <p>(c) 英ポンド一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(当該金融指標に係る取引所為替証拠金取引を「英ポンド・日本円取引所為替証拠金取引」という)</p> <p>(d) 豪ドル一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(当該金融指標に係る取引所為替証拠金取引を「豪ドル・日本円取引所為替証拠金取引」という)</p> <p>(e) <u>スイスフラン一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(当該金融指標に係る取引所為替証拠金取引を「スイスフラン・日本円取引所為替証拠金取引」という)</u></p> <p>(f) <u>カナダドル一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(当該金融指標に係る取引所為替証拠金取引を「カナダドル・日本円取引所為替証拠金取引」という)</u></p> <p>(g) <u>ニュージーランドドル一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標(当該金融指標に係る取引所為替証拠金取引を「NZドル・日本円取引所為替証拠金取引」という)</u></p> <p>・ 呼び値は、外国通貨 1 単位あたりの日本円相当額を 100 分の 1 日本円単位で表示する。</p> <p>・ 取引単位は、10,000 外国通貨とする。</p>	<p>・ 決済スキームを単純にするため、取引対象商品を対円の取引に限定し、決済も含め全て円建てで行う。</p> <p>・ <u>ニュージーランドドルについては、名称に略称を用いる。</u></p> <p>・ 呼び値は 1 銭刻みとなる。</p>

項 目	内 容	備 考
呼び値の最小変動幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.01(1ピップ=100円)とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最小変動幅は0.01円×10,000=100円に相当する。</li> </ul>
呼び値の数量制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び値に係る数量の限度を本取引所が定めたときは、その限度を超えて行うことができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該数量の限度は別途定める。</li> <li>マーケットメイク呼び値に関しては適用されない。</li> </ul>
呼び値の受付制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取引所は、次の各号に掲げる場合には、取引所為替証拠金取引の呼び値の受付を拒絶することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 呼び値の価格が、本取引所が都度定める基準価格から本取引所が定める一定の値幅を超える価格である場合</li> <li>(2) 公正な市場の維持又は取引所システムの安定的な稼働の確保に必要な場合そのほか本取引所が必要であると認める場合</li> </ul> </li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、呼び値に関し必要な事項については、本取引所が別に定める。</li> </ul>	
(3) 取引日等		
取引日	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所為替証拠金取引の取引日は、本取引所の一営業日(日曜日、土曜日、1月1日、臨時休業日を除く日)のプレオープン時間帯の開始時からこれに続く付合せ時間帯の終了時までをいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要があると認めるときは臨時休業日を定めることができる。</li> <li>臨時休業日、付合せの臨時停止・臨時挙行を定めたときは、その旨を為替証拠金取引参加者に通知する。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考									
<p>決済期日</p> <p>(4) 市場運用時間</p> <p>(5) マーケットメイク方式</p> <p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ある取引日の決済期日は、原則として、その取引日の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日とする。</li> <li>取引所為替証拠金取引の通常の日における市場運用時間は、以下の表の通りとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="510 496 1514 836"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常時</th> <th>アメリカ合衆国ニューヨーク州 夏時間適用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレオープン時間帯</td> <td>7:45 ~ 7:55</td> <td>6:45 ~ 6:55 月曜日は 7:00 ~ 7:10</td> </tr> <tr> <td>付合せ時間帯</td> <td>7:55 ~ 翌 6:55 金曜日は 7:55 ~ 翌 5:00</td> <td>6:55 ~ 翌 5:55 月曜日は 7:10 ~ 翌 5:55 金曜日は 6:55 ~ 翌 4:00</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>NZドルについては、ウェリントン夏時間適用時は付合せ終了時刻を翌 2:55 とし、ウェリントン夏時間非適用時は付合せ終了時刻を翌 3:55 とする。なお、プレオープン時間帯及び付合せ開始時刻は上表の通りとする。</li> <li>本取引所は、必要があると認めるときは、プレオープン時間帯および付合せ時間帯を臨時に変更することができる。</li> <li>取引所為替証拠金取引は、マーケットメイク方式を原則とする。</li> <li>呼び値の順位は、マーケットメイク呼び値、非マーケットメイク呼び値、それぞれについて、価格優先・時間優先の原則に従う。</li> </ul>		通常時	アメリカ合衆国ニューヨーク州 夏時間適用時	プレオープン時間帯	7:45 ~ 7:55	6:45 ~ 6:55 月曜日は 7:00 ~ 7:10	付合せ時間帯	7:55 ~ 翌 6:55 金曜日は 7:55 ~ 翌 5:00	6:55 ~ 翌 5:55 月曜日は 7:10 ~ 翌 5:55 金曜日は 6:55 ~ 翌 4:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の銀行休業日が連続する場合(例：年末年始、ゴールデンウィーク)、1決済期日に複数の取引日分の決済を行うことがある。</li> <li>本取引所は、決済期日を臨時に定めた場合には、為替証拠金取引参加者に通知する。</li> <li>外国為替市場における東京市場閉場後の海外市場時間帯にも付合せを行うため、金曜日は東京時間の土曜日未明まで付合せを行うこととなる。</li> <li>プレオープン時間帯を5分拡大する。</li> <li>あらかじめその旨を本取引所内に掲示するとともに為替証拠金取引参加者に通知する。</li> </ul>
	通常時	アメリカ合衆国ニューヨーク州 夏時間適用時									
プレオープン時間帯	7:45 ~ 7:55	6:45 ~ 6:55 月曜日は 7:00 ~ 7:10									
付合せ時間帯	7:55 ~ 翌 6:55 金曜日は 7:55 ~ 翌 5:00	6:55 ~ 翌 5:55 月曜日は 7:10 ~ 翌 5:55 金曜日は 6:55 ~ 翌 4:00									

項 目	内 容	備 考
<p>マーケットメイク 呼び値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケットメイカーの呼び値(マーケットメイク呼び値)は、価格の限度を指定する呼び値(指値呼び値)とする。</li> </ul>	
<p>非マーケットメイ ク呼び値の方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケットメイカーを除く為替証拠金取引参加者(非マーケットメイカー)の呼び値(非マーケットメイク呼び値)の種類は、以下に掲げるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる「If Done」、「If Done OCO」及び「ロスカット」等の注文手法は、為替証拠金取引参加者の発注機能である。</li> </ul>
<p>a. 指値呼び値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定された価格又はそれより有利な価格にて取引を成立させる呼び値をいう。</li> <li>・ 未約定数量がある場合には、取引が成立するまでまたは取消されるまで、当該取引日の付合せ時間帯終了時まで効力を有する。</li> <li>・ プレオープン時間帯及び付合せ時間帯に入力することができる。</li> </ul>	
<p>b. IC 成行呼び値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格が指定されずに発注され、順次対当する最良価格のマーケットメイク呼び値との間で取引を成立させる呼び値をいう。</li> <li>・ 未約定数量がある場合には、ただちに自動的に取消される。</li> <li>・ 付合せ時間帯に入力することができる。</li> <li>・ 指値呼び値に対し价格的に優先する。</li> </ul>	
<p>c. トリガー呼び値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらかじめ指定する価格(トリガー価格)以下の価格で最も優先するマーケットメイク買呼び値がなされたこと又はトリガー価格以下の価格で約定が行われたことを条件(トリガー売条件)に呼び値の効力が生じる、価格の限度を指定しない売呼び値を、トリガー売呼び値という。</li> <li>・ あらかじめ指定する価格(トリガー価格)以上の価格で最も優先するマーケットメイク売呼び値がなされたこと又はトリガー価格以上の価格で約定が行われたことを条件(トリガー買条件)に呼び値の効力が生じる、価格の限度を指定しない買呼び値を、トリガー買呼び値という。</li> <li>・ プレオープン時間帯及び付合せ時間帯に入力することができる。</li> <li>・ トリガー売条件若しくはトリガー買条件が満たされた後、指値呼び値に対し价格的に優先する。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>d. ロスカット呼び値</p> <p>非マーケットメイ ク呼び値に付 すことのできる 条件</p> <p>a. IC 条件</p> <p>b. OCO 条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一時点にトリガー条件が満たされたトリガー呼び値は、その呼び値が行われた時間の先後により、先に行われたトリガー呼び値は後に行われたトリガー呼び値に優先する。</li> <li>・ 価格の限度の指定がないが、IC 成行呼び値と異なり未約定数量についても呼び値の効力が継続する呼び値をいう。</li> <li>・ 指値呼び値に対し、価格的に優先する。</li> <li>・ 呼び値に係る数量が一切約定しないときには当該呼び値は効力を失い、呼び値に係る数量の一部が約定するときには約定後の呼び値が効力を失うとする条件をいう。</li> <li>・ 指値呼び値に付することができる。</li> <li>・ 指値売呼び値とトリガー売呼び値を同時に同数量行う場合又は指値買呼び値とトリガー買呼び値を同時に同数量行う場合に付す条件をいう。</li> <li>・ 当該条件が付された指値呼び値とトリガー呼び値のうち、いずれか一方の呼び値に係る数量の一部が約定したときには、他方の呼び値に係る数量のうち、当該約定数量と同一の数量の呼び値の効力が直ちに失われる。</li> <li>・ 指値買呼び値とトリガー買呼び値の組、若しくは指値売呼び値とトリガー売呼び値の組に付すことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼び値の制限は適用されない。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>付合せ時間帯終了時における未約定の呼び値の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付合せ時間帯終了時に取引が成立していない呼び値については、当該時間帯終了時に効力を失う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰越注文は、為替証拠金取引参加者が翌取引日のプレオープン時間帯に再発注する。</li> </ul>
<p>(6) マーケットメイク方式における個別競争取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットメイク方式を原則とする取引所為替証拠金取引は、マーケットメイク呼び値及び非マーケットメイク呼び値それぞれの個別競争取引により成立する。</li> <li>マーケットメイク売呼び値と非マーケットメイク買呼び値の間においては、最も優先するマーケットメイク売呼び値と最も優先する非マーケットメイク買呼び値が合致する時、それぞれの呼び値の先後にかかわらず、マーケットメイク呼び値の価格を約定価格とし、取引所為替証拠金取引が成立する。</li> <li>マーケットメイク買呼び値と非マーケットメイク売呼び値の間においては、最も優先するマーケットメイク買呼び値と最も優先する非マーケットメイク売呼び値が合致する時、それぞれの呼び値の先後にかかわらず、マーケットメイク呼び値の価格を約定価格とし、取引所為替証拠金取引が成立する。</li> </ul>	
<p>(7) プレオープン時間帯</p> <p>概要</p> <p>呼び値の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付合せ時間帯開始前の <u>10</u> 分間を、本取引所の呼び値の受付専用の時間帯であるプレオープン時間帯とする。</li> <li>当該時間帯に入力できる非マーケットメイク呼び値の種類は、指値呼び値、トリガー呼び値とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場運用時間外に為替証拠金取引参加者が顧客から受け付けた注文、繰越注文等を、プレオープン時間帯に受け付ける。</li> <li>IC 成行呼び値、IC 条件を付した指値呼び値を行うことはできない。</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
<p>2.その他</p> <p>(1) 通知の送付</p> <p>(2) 顧客の委託に基づく取引についての記録の保存</p> <p>(3) 総取引高及び対価の額等の通知等の方法</p> <p>(4) ギブアップ</p> <p>(5) その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融先物取引業者である為替証拠金取引参加者は、取引所為替証拠金取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該取引所為替証拠金取引に関する通知書を毎月送付する。</li> <li>・ 上記の通知書には、(1)取引所為替証拠金取引の種類、(2)取引日、(3)付合せ時刻、(4)売付取引又は買付取引の別、(5)取引数量、(6)約定価格、を記載しなければならない。</li> <li>・ 金融先物取引業者は、当該通知書の送付に代えて、当該顧客の承認を得て、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、本取引所が別に定めるものにより、提供することができる。</li> <li>・ 金融先物取引業者は、顧客の委託に基づく取引所為替証拠金取引については、本取引所が別に定める記録等を保存しなければならない。</li> <li>・ 本取引所は、以下に定める事項について、為替証拠金取引参加者に対して取引日ごとに電子記録媒体により通知を行うほか、本取引所内の掲示により公表する。 取引数量、最初、最高、最低及び最終の約定価格、清算価格、未決済建玉数量、スワップポイント</li> <li>・ 本取引所は、当該通知に代えて当該通知に記載すべき事項を電子処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法であって、本取引所が別に定めるものにより、提供することができる。</li> <li>・ 取引所為替証拠金取引においては、ギブアップ及びテイクアップを行わない。</li> <li>・ その他の事項については、既存市場の取扱いに準ずる。</li> </ul>	

清算関連項目

項 目	内 容	備 考
1. 為替差金決済		
(1) 概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所為替証拠金取引における売建玉又は買建玉の決済は、買戻し又は転売によって、為替差金が為替取引証拠金へ振替えられることによる決済(為替差金決済)とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールオーバーに伴い為替評価損益とスワップポイントが累積していく。</li> <li>為替証拠金取引参加者からの入出金指示がなければ実際の入出金処理は発生しない。</li> <li>受渡決済は当面行わない。</li> </ul>
(2) 為替清算価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取引所は、取引所為替証拠金取引について、各取引日の付合せ時間帯終了後、為替清算価格を定め、為替証拠金取引参加者に通知する。</li> <li>為替清算価格は、各取引日の付合せ時間帯終了前の本取引所が別に定める時間帯においてマーケットメイク方式により成立した取引所為替証拠金取引の約定価格により算出した価格とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引直為替評価損益、更新為替評価損益、決済為替評価損益の算出基準となる。</li> <li>本取引所は、当該価格が適正でないと判断した場合には、本取引所が適正であると認める価格を為替清算価格とする。</li> <li>当該時間帯において約定価格がない場合は、本取引所が別途定めるところによる。</li> </ul>
(3) 引直為替評価損益	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらたに成立した取引所為替証拠金取引についてロールオーバーがなされた場合に、当該取引が成立した取引日の為替清算価格と、当該取引の約定価格とを比較して差が生じているとき、当該価格の差に基づいて算出した計算上の数額である為替評価損益(引直評価損益)が発生する。</li> </ul>	
(4) 更新為替評価損益	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールオーバーがなされた場合に、取引所為替証拠金取引に係る売建玉及び買建玉について、当該ロールオーバーのなされた取引日の為替清算価格と前日為替清算価格との差に基づいて算出した計算上の数額である為替評価損益(更新為替評価損益)が発生する。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
(5) 決済為替評価損益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転売又は買戻しを行った場合に、当該転売又は買戻しに係る約定価格と、当該建玉が当該取引日の取引により成立している場合は当該取引の約定価格、当該建玉が当該取引日の前取引日までの取引により成立している場合は前日為替清算価格とを比較して差が生じた時は、その差に基づいて算出した計算上の数額である為替評価損益(決済為替評価損益)が発生する。</li> </ul>	
(6) 為替差金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替差金決済の対象となる為替差金とは、取引所為替証拠金取引に係る建玉について発生した以下に掲げる計算上の数額の合計額をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 引直為替評価損益の数額</li> <li>(2) 更新為替評価損益の数額の累計額</li> <li>(3) 決済為替評価損益の数額</li> <li>(4) スワップポイントの数額の累計額</li> </ul> </li> </ul>	
2. 建玉等		
(1) 建玉の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規の売付取引および買付取引は、それぞれ建玉として算定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建玉の算定は、為替証拠金取引参加者の取引口座ごとに行う。</li> <li>・ 建玉数量に係る規制は設けない。</li> </ul>
(2) 転売・買戻しの特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金清算参加者が取引所為替証拠金取引の売建玉又は買建玉を有している場合で、あらたに当該建玉と同じ種類の取引所為替証拠金取引の買付取引又は売付取引を行った時は、当該取引は当該為替証拠金清算参加者の有する売建玉又は買建玉の買戻し又は転売に係る取引として、当該取引の数量をその有する売建玉又は買建玉について、成立が先の建玉から順番に減じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一商品について売建玉及び買建玉を同時に保有することは出来ない。</li> <li>・ 自動的に建玉が結了するため、転売・買戻し申告の必要がない。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<b>3. 金銭の授受</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金清算参加者が取引所為替証拠金取引に関して本取引所と金銭の授受をなす場合には、本取引所が別に定める時刻までに、取引所為替証拠金取引に係る決済銀行(為替証拠金決済銀行)に開設した預金口座を通じ、本取引所との間で金銭の授受を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本取引所は、複数の為替証拠金決済銀行に、取引所為替証拠金取引専用の決済口座である為替取引証拠金専用決済口座を開設する。</li> <li>・ 受託業務を行う為替証拠金取引参加者は、本取引所との間での金銭の授受が本取引所が別に定める時刻に間に合うよう、顧客を適切に管理する。</li> <li>・ 顧客による為替証拠金取引参加者への為替取引証拠金の不足額の入金がなくても、当該為替証拠金取引参加者は顧客に代わり本取引所に当該不足額の入金を行わなければならない。</li> </ul>
<b>4. 証拠金</b>  <b>(1) 定義</b>  <b>為替取引証拠金・ 為替証拠金預託 額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金預託額とは、既に取引所為替証拠金取引及びその呼び値に関して為替証拠金取引参加者又は顧客が本取引所に預託している円通貨の額をいう。</li> <li>・ 為替取引証拠金は、有価証券をもって充てることができず、円通貨をもって預託しなければならない。</li> <li>・ 為替取引証拠金は、顧客又は為替証拠金取引参加者の取引所為替証拠金取引にかかる債務の履行を確保することを目的とし、顧客又は為替証拠金取引参加者が本取引所に預託するものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替取引証拠金は、転売又は買戻しにより振替えられた為替差金の額を含む。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<b>為替証拠金基準額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本取引所に預託される為替取引証拠金の基準になる円通貨額をいう。</li> <li>・ 為替証拠金基準額は、別途定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建玉1単位を維持するのに必要な額である。</li> <li>・ 相場変動等を考慮し、1取引単位の5%を目処に定める。</li> <li>・ マーケットメイカーについては、非マーケットメイカーと為替証拠金基準額が異なる。</li> </ul>
<b>為替証拠金所要額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金所要額とは、為替証拠金基準額に為替差金の金額の調整を行った後の額をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スワップポイントは、建玉が反対売買されるまで為替評価損益と同様に為替証拠金所要額に加減算される。</li> <li>・ 取引口座ごとに計算する。</li> <li>・ 保有する建玉が反対売買により結了した場合には、結了した建玉数量分が減額される。</li> </ul>
<b>為替証拠金払込所要額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金払込所要額とは、為替証拠金所要額に発注証拠金額を加算した後の額をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金取引参加者側で、取引口座ごとに計算する</li> </ul>
<b>為替取引証拠金の現金不足額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金預託額から為替証拠金所要額を差し引いた額(この額が正の数になる時は、零とする)の絶対値をいう。</li> </ul>	
<b>(2) 為替取引証拠金の預託</b>		

項 目	内 容	備 考
区分預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金取引参加者は、自己の名において取引所為替証拠金取引を行った場合の為替取引証拠金又はその現金不足額を、当該取引日又は不足の発生した取引日の翌々取引日における午前 10 時まで、次の各号の区分に応じ、本取引所に為替取引証拠金として預託しなければならない。</li> <li>(1) 為替証拠金取引参加者の自己取引分</li> <li>(2) 為替証拠金取引参加者の受託の直接預託分</li> <li>(3) 為替証拠金取引参加者の受託の立替預託分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該暦日までに日本の銀行休業日があるときは、順次繰り下げる。</li> </ul>
自己取引分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金取引参加者は、自己取引分について、為替証拠金所要額以上の額を為替取引証拠金として、本取引所に預託しなければならない。</li> </ul>	
直接預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金取引参加者は、顧客から為替取引証拠金の差し入れを受けた場合は、その旨を直ちに本取引所に報告し、当該為替取引証拠金の全部を当該顧客の代理人として本取引所に預託しなければならない。</li> </ul>	
立替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客に為替取引証拠金の追加預託義務がある場合において、顧客の委託に係る為替取引証拠金の本取引所に預託されていないときは、為替証拠金取引参加者は、不足額以上の額の為替取引証拠金を、当該追加預託義務の発生した取引日の翌々取引日における午前 10 時まで、自己の固有財産から本取引所に立替えて預託する(立替預託)。</li> </ul>	
(3) 為替取引証拠金に対する返還請求権等		

項 目	内 容	備 考
返還請求権	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替証拠金取引参加者及び顧客は、本取引所に預託した為替取引証拠金について、為替証拠金預託額と原則同額の金銭の返還請求権を本取引所に対して有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替取引証拠金を差入れた相手方に対して支払うべき債務の額等に応じた額の返還請求権を有する。</li> </ul>
引出しとその制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替証拠金取引参加者は、自己取引分の為替取引証拠金及び顧客の委託取引にかかる為替取引証拠金として預託されている金銭を引き出してはならない。ただし、為替証拠金預託額が為替証拠金所要額を上回る場合には、次の各号に定める額を限度として為替取引証拠金を引き出すことができる。</li> <li>(1) 為替差金の合計額が正の場合 為替証拠金預託額と為替証拠金基準額の差額</li> <li>(2) 為替差金の合計額が負の場合 為替証拠金預託額と為替証拠金所要額の差額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き出される為替取引証拠金が顧客の委託取引にかかるときは、為替証拠金取引参加者は当該顧客の請求に基づいてその引出しの請求をなす。</li> </ul>
返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取引所は、返還又は引出しの請求があったときは、顧客に対してはその代理人である為替証拠金取引参加者を通じて返還を行う。</li> </ul>	
決済に係る為替差金の振替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替証拠金取引参加者が自己の取引所為替証拠金取引にかかる建玉について転売又は買戻しを行った結果、当該転売又は買戻しのなされた建玉について為替差金が存在する場合は、決済期日の午前 10 時まで、当該為替差金は為替取引証拠金に振替えられる。</li> </ul>	
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合の取扱い等については、現行の制度に準ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>取引停止等の処分等による為替取引証拠金の返還の停止</li> <li>取引停止為替証拠金取引参加者の顧客の委託に基づく未決済建玉の取扱い</li> <li>取引停止等の処分等に伴う建玉移管に係る為替取引証拠金の取扱い</li> <li>取引停止等の処分等に伴う整理が行われた場合の為替取引証拠金の取扱い</li> </ul> </li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>(5) 受託取引に係る為替取引証拠金</p> <p>為替取引証拠金の預託</p> <p>発注証拠金</p> <p>引出しとその制限</p>	<p>為替証拠金取引参加者は、取引日ごとに、顧客の為替証拠金預託額が為替証拠金所要額を下回ったことにより為替取引証拠金に不足が生じた場合は、当該不足額を当該顧客に通知する。この場合、当該顧客は、通知された額以上の額を為替取引証拠金として、当該不足の生じた取引日の翌々取引日以内の為替証拠金取引参加者の指定する日時までに為替証拠金取引参加者に金銭で差し入れる。</p> <p>為替証拠金取引参加者は、受託取引に係る取引所為替証拠金取引の呼び値をなすに先立ち、当該取引所為替証拠金取引の委託を行う顧客に対して、取引所為替証拠金取引の呼び値をなすための為替取引証拠金(発注証拠金)の本取引所への預託を求めることができる。</p> <p>為替証拠金取引参加者は、顧客の委託にかかる取引所為替証拠金取引の為替取引証拠金として預託されている金銭を引き出させてはならない。ただし、為替証拠金預託額が為替証拠金所要額を上回った場合には、次の各号に定める額を限度として為替取引証拠金を引き出させることができる。</p> <p>(1) 為替差金の合計額が正の場合 為替証拠金預託額と為替証拠金基準額の差額</p> <p>(2) 為替差金の合計額が負の場合 為替証拠金預託額と為替証拠金所要額の差額</p>	<p>日本の銀行休業日があるときは、順次繰り下げる。</p> <p>発注証拠金の金額は為替証拠金取引参加者が定める。</p> <p>発注証拠金はそれにかかる呼び値が約定に至った時点で不要となり、同時に建玉数量に応じた為替証拠金基準額が必要となる。</p>



項 目	内 容	備 考
返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金取引参加者は、以下の場合において、当該顧客から本取引所に対する為替取引証拠金の返還請求権の行使の指図を受けたときは、為替証拠金取引参加者が当該顧客に返還する義務を負う為替取引証拠金を遅滞なく返還する。</li> <li>(a) 顧客の委託に係る未決済の取引所為替証拠金取引について、転売又は買戻しの結果当該取引所為替証拠金取引がなくなった場合</li> <li>(b) 取引所為替証拠金取引の呼び値について、当該呼び値を取り消した結果発注証拠金の預託が不要となった場合</li> </ul>	
決済に係る為替差金の振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替証拠金取引参加者が顧客の委託にかかる為替証拠金取引について転売又は買戻しを行った結果、当該転売又は買戻しのなされた建玉について為替差金が存在する場合は、決済期日の午前 10 時までには、当該為替差金は為替取引証拠金に振替えられる。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の場合の取扱い等については、現行の制度に準ずる。</li> <li style="padding-left: 20px;">取引停止等の処分等が行われた場合の為替証拠金取引参加者の義務</li> <li style="padding-left: 20px;">取引停止等の処分等に伴う建玉移管に係る顧客の為替取引証拠金の取扱い</li> <li style="padding-left: 20px;">取引停止等の処分等に伴う整理に係る顧客の為替取引証拠金の取扱い</li> </ul>	

以 上